右の者らに対する詐欺各被告事件(昭和四三年(あ)第一四九九号)について、昭和四三年一二月一二日当裁判所のした上告棄却の決定に対し、弁護人安平政吉から、別紙のとおり異議の申立があつたが、右申立は理由がないので、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和四四年一月二二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田		誠
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	大	隅	健一	郎